

長野県地域クラブ活動法人化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県における地域クラブ活動の持続可能かつ安定的な運営体制を確立するため、運営団体の法人化を促進し、その設立に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 長野県内で中学生期の認定地域クラブ活動の運営を行い、又は行う予定の団体
- (2) 法人格（一般社団法人、特定非営利活動法人等）の取得を予定している団体
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）の規定に基づく暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと

(補助対象事業)

第3 補助対象事業は、認定地域クラブ活動の運営団体が法人格を取得するために実施する事業とする。

(補助対象経費)

第4 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 法人設立準備に係る経費
 - ア 定款、申請書類作成等に係る専門家への報酬、謝金、旅費、委託料
 - イ 設立総会等の開催に要する会場借上料、印刷製本費
 - (2) 組織運営体制の整備に係る経費
 - ア 事業計画及び財務計画の策定支援に要する委託料
 - イ 会費制度、組織体制等の構築に係る委託料
 - (3) 人材育成に係る経費
役員及び事務局職員のクラブマネジメント研修等の受講料
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象外とする。
- (1) 登録免許税、定款認証手数料等の公租公課
 - (2) 団体の経常的運営に要する経費

(3) その他教育長が不相当と認めたもの

(補助金の額)

第5 補助金の額は補助対象経費総額に3分の2を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てることとする。

(交付回数)

第6 補助金の交付は、1団体につき1回を限度とする。

(交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする団体は、法人設立の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 長野県地域クラブ活動法人化推進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)
- (2) 認定地域クラブであることを証明する書類
- (3) 補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (4) 法人設立を証する登記事項証明書

(交付決定及び額の確定)

第8 教育長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で補助金を交付することが適当であると認めた場合には、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9 教育長は、第8の規定により補助金の額を確定したときは、当該確定額に基づき、補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第10 教育長は、第8の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた者が補助金の交付申請に虚偽又は不正があった場合には、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命じることができる。

(その他)

第 11 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。